

介護の実態と求められる介護者支援

東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科准教授
NPO 法人介護者サポートネットワークセンター アラジン 副理事長 **渡辺 道代**



～要旨～

本稿では、日本の介護者の状況（国民生活基礎調査等）には、世帯構造の変化や同居家族の減少、子の配偶者（嫁等）の減少、男性介護者の増加などの特徴があげられる。

介護者の多様化、多様な年齢層の介護者の課題が近年注目されている。ヤングケアラーやダブルケアラーなどの広く認知されていなかった介護者たちである。全体的な割合としては多くはないものの、18歳未満の児童や20歳代や30・40歳代の若年層の介護負担の深刻さが指摘されている。介護者支援については、地方自治体レベルで、ケアラー（介護者）支援条例の制定が進んでいる。ヤングケアラーへの支援については、2022年度から予算化されており、各自治体への支援体制の構築に向け、ヤングケアラー支援事業の展開が期待されている。ケアラー支援条例が制定されているところでは、広報啓発、支援体制の構築、人材育成などを軸にケアラー支援計画の推進が進捗されている。

1 介護を取り巻く現状・課題 —高齢者介護から

現在の介護の実態を考える上で、2000年4月に施行した介護保険制度以降の介護を取り巻く課題について検討する。

介護保険制度は介護保険法に基づき、措置行政から契約・自由選択制、供給主体の多様化によって、保険制度によって介護サービスが提供されることになった日本の福祉サービスの提供においても分岐点となった制度である。

介護保険は、行政や社会福祉法人だけでなく、株式会社などの新たな供給主体が認可され、介護サービスの量的な増大が図られた。介護保険

の理念は、第一条で「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」とされ、要介護者等に対して、介護サービスを提供する保険と

定められた¹⁾。

当初は介護サービスの増加により、家庭で要介護者等の介護を担う家族の介護負担の軽減につながり、介護の外部化や家族の就労を介護サービスなどで支援する体制が進展すると思われた。しかし、制度施行後においても、介護をする家族の疲労や負担感は必ずしも軽減されず、細切れ状態の介護サービスや費用負担との調整などが、新たな介護負担として浮上するようになった。(上田 2004)

このような介護状況の背景には、介護のあり方の変化や介護の質の課題もある。現在の介護保険サービスでは、自宅で介護サービスを受ける際には、入浴サービス(訪問入浴、ホームヘルパー等による入浴サービスなど)や、食事サービス(配食サービス、施設の食事の提供、ホームヘルパー等による食事の提供など)、排泄(ホームヘルパー等による排泄介助、施設での排泄介助など)、機能訓練(理学療法、介護予防訓練など)看護及び療養上の管理(訪問看護、往診など)が、ケアマネジャーの調整(ケアマネジメント)によって介護サービスが提供される²⁾ため、介護保険以前等とは異なり、標準的なケアが示され、一面では画一的なケアや介護保険内でのケアの縛りなどの課題はあるが、ケアの質が担保されやすくなった。

介護保険制度と並行するように、2005年に高齢者虐待防止法³⁾が制定された。その中で養護者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)の高齢者虐待について、身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待があげられ、介護等放棄(ネグレクト)については、「必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為」、「高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為」、「必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為」、「高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置」

等が主な内容とされた。

そのため、高齢者介護における介護の質が以前よりも改善、担保された半面、養護者としての家族役割は、法的な意味からも明確化され、複雑になったと言える⁴⁾。

また、介護保険制度改正では、制度の持続可能性を背景に、同居の家族が居る場合の訪問介護(ホームヘルパー)の利用制限や介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は要介護3以上の重度でない申請できない等によって、希望するサービスが使えない家庭も増加した。

このように介護保険制度によって、家族による介護負担が一定程度改善・軽減したものの、家族の介護負担は無くなるということはなく、事例によってはかえって、家族の介護負担が増加することもあった。

2 介護者の状況

日本において介護者に関する調査で経年的に調査しているのは、国民生活基礎調査⁵⁾で、その中では介護や介護者の状況が報告されている。

それによると「要介護者等」のいる世帯の世帯構造をみると、「核家族世帯」が40.3%で最も多く、次いで「単身世帯」が28.3%、「その他の世帯」が18.6%となっている。(図表1)

年次推移では、「核家族世帯」の割合は上昇傾向であり、「三世帯世帯」の割合が低下しており、「単身世帯」の割合も高い。

主な介護者をみると、要介護者等と「同居」が54.4%で最も多く、次いで「別居の家族等」が13.6%となっており、「同居」の主な介護者の要介護者等との続柄は、「配偶者」が23.8%で最も多く、次いで「子」が20.7%、「子の配偶者」が7.5%となっている。「同居」の主な介護者を性別にみると、男35.0%、女65.0%で女が多い。(図表2、図表3)

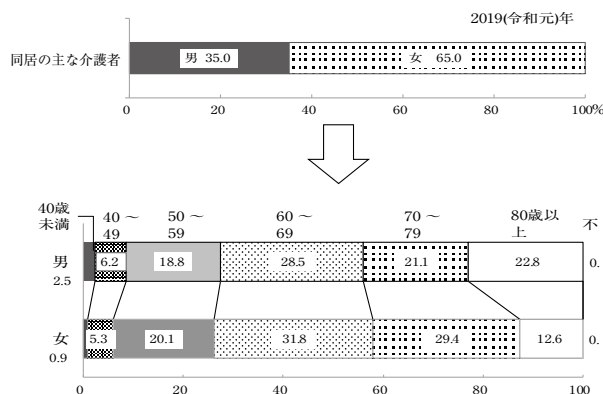
図表1 要介護者等のいる世帯の世帯構造の構成割合の年次推移

(単位：%)

年次	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲)夫婦のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	(再掲)高齢者世帯
2001(平成13年)	100.0	15.7	29.3	18.3	32.5	22.4	35.3
'04(16)	100.0	20.2	30.4	19.5	29.4	20.0	40.4
'07(19)	100.0	24.0	32.7	20.2	23.2	20.1	45.7
'10(22)	100.0	26.1	31.4	19.3	22.5	20.1	47.0
'13(25)	100.0	27.4	35.4	21.5	18.4	18.7	50.9
'16(28)	100.0	29.0	37.9	21.9	14.9	18.3	54.5
'19(令和元)	100.0	28.3	40.3	22.2	12.8	18.6	57.1

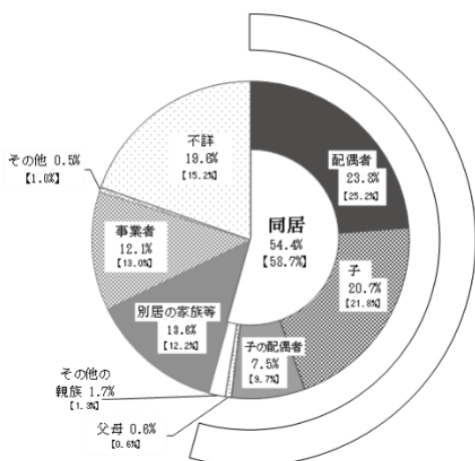
(注) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
(出所) 2019年(令和元年)国民生活基礎調査

図表3 同居の主な介護者の性・年齢階級別構成割合



(出所) 2019年(令和元年)国民生活基礎調査

図表2 要介護者等との続柄別主な介護者の構成割合



【】は2016年の調査値
(出所) 2019年(令和元年)国民生活基礎調査

図表4 主たる介護者の続柄

年	同居率	同居					別居の家族等	事業者	その他	不詳	総数
		配偶者	子	子の配偶者	父母	他の親族					
2001年	71.1	25.9	19.9	22.5	0.4	2.3	7.5	9.3	2.5	9.6	100.0
2004年	66.1	24.7	18.8	20.3	0.6	1.7	8.7	13.6	6.0	5.6	100.0
2007年	60.0	25.0	17.9	14.3	0.3	2.5	10.7	12.0	0.6	16.8	100.0
2010年	64.1	25.7	20.9	15.2	0.3	2.0	9.8	13.3	0.7	12.1	100.0
2013年	61.6	26.2	21.8	11.2	0.5	1.8	9.6	14.8	1.0	13.0	100.0
2016年	58.7	25.2	21.8	9.7	0.6	1.3	12.2	13.0	1.0	15.2	100.0
2019年	54.4	23.8	20.7	7.5	0.6	1.7	13.6	12.1	0.5	19.6	100.0

(出所) 「国民生活基礎調査」より作成

図表5 同居の主たる介護者の性別

年	男性	女性	総数
2001年	23.6	76.4	100.0
2004年	25.1	74.9	100.0
2007年	28.1	71.9	100.0
2010年	30.6	69.4	100.0
2013年	31.3	68.7	100.0
2016年	31.9	68.1	100.0
2019年	35.0	65.0	100.0

(出所) 「国民生活基礎調査」より作成

介護者に関する性別・続柄別の経年変化は2001年当時では、配偶者(妻、夫)25.9%、子の配偶者(嫁等)が22.5%と介護者の多くを占めていたが、2019年の調査では、配偶者は23.8%、子の配偶者は7.5%と様変わりしている様子が見えらる。(図表4)

また、同居の主たる介護者の性別についても、2001年当時は男性23.6%、女性76.4%だったの

に対して、2019年度には、男性35.0%、65.0%と、男性1：女性3の比率から、男性1：女性2の比率に変化してきている。(図表5)

その特徴は、男性介護者の増加、嫁(子の配偶者)介護から実子介護への変化、同居介護から別居介護への変化である。これらの変化は、介護の担い手や介護者像の変化を如実に提示している。

また、もう一つの課題は、介護者の多様化、

多様な年齢層の介護者の発見である。国民生活基礎調査の介護は、主に高齢者介護を中心に調査されたために顕在化しにくかった値で、近年のヤングケアラー調査、またはダブルケアラー調査において、示されているものである。

代表的なヤングケアラー調査は、2021年4月にきょうだいや家族の世話をする18歳未満の子ども(ヤングケアラー)の支援に向けた実態調査⁶⁾が報告されている。このヤングケアラー全国調査は、中学校と高校を抽出し合わせておよそ1万3000人から回答を得た結果である。2021年4月に調査結果が公表され、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生が5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校生が4.1%でおよそ24人に1人であったと報告された。(図表6)

また、ヤングケアラーが行っているケアの内容は、食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかにも、きょうだいを保育園に送迎、祖父母の介護や見守りを行うなど多岐にわたる。

介護や世話をしている時間は、平日1日平均、中学生が4時間、高校生は3.8時間であった。また、1日に7時間以上を世話に費やしている

生徒が1割を超える結果となった。

調査の中では、「やりたくてもできないこと」の複数回答では、中学生では「特になし」という回答が58%だった一方、「自分の時間が取れない」20.1%、「宿題や勉強の時間が取れない」16%、「睡眠が十分に取れない」と「友人と遊べない」がいずれも8.5%である。「進路の変更を考えざるをえないか、進路を変更した」4.1%、「学校に行きたくても行けない」1.6%であった。また、「相談した経験がない」という生徒が、中高生ともに6割を超えていた。

また、ダブルケアラー調査で代表的なものは、2016年4月に『育児と介護のダブルケアの実態に関する調査』⁷⁾として内閣府男女共同参画局より示された調査で、①就業構造基本調査、国民生活基礎調査などの公的統計によるダブルケア人口の推計②インターネットモニター調査によるダブルケアを行う者の意識調査が報告された。

公的統計によるダブルケア人口の推計では、就業構造基本調査により推計されるダブルケアを行う者の人口は、約25万人(女性約17万人、男性約8万人)とされ、15歳以上に占めるダブルケアを行う者の割合は約0.2%であり、育児を行う者(約1,000万人)中に占める割合は約2.5%、介護を行う者(約557万人)に占める割合は約4.5%と報告された。(図表7)

ダブルケアを行う者の平均年齢は、40歳前後で、育児のみを行う者と比較して4～5歳程度高く、介護のみを行う者と比較して20歳程度低くなっている。また、ダブルケアを行う者は、30歳～40歳代が多く、男女ともに全体の約8割となっている。

以上のように、介護者(ケアラー)という場合、従来のイメージでは、専業主婦である嫁が中心となって婚家の舅や姑を介護するというイメージであったのに対し、実際には、高齢者世帯で、

図表6 中学生・高校生のヤングケアラー割合

世話をしている家族がいる割合	%	
中学生(2年生)	5.70%	17人に1人
全日制高校生(2年生)	4.10%	24人に1人
世話を必要としている家族	続柄	%
中学生(2年生)	父母	23.5%
	祖父母	14.7%
	きょうだい	61.8%
	その他	3.8%
	無回答	9.4%
全日制高校生(2年生)	父母	29.6%
	祖父母	22.5%
	きょうだい	44.3%
	その他	5.5%
	無回答	8.8%

(出所) 2021年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『ヤングケアラーの実態に関する調査研究』

図表7 ダブルケアラーの割合

	女性 推計人数 (万人)	男性 推計人数 (万人)	男女計 推計人数 (万人)	15歳以上人口 に占める割合(%)
ダブルケアを行う者	16.8	8.5	25.3	0.2
育児を行う者 〔育児のみ行う者〕	593.5 〔576.7〕	406.1 〔397.5〕	999.5 〔974.2〕	9.0 〔8.8〕
介護を行う者 〔介護のみ行う者〕	356.8 〔340.0〕	200.6 〔192.1〕	557.4 〔532.1〕	5.0 〔4.8〕
育児・家事ともにしていない/不詳	4,806.7	4,743.2	9,549.9	86.2
15歳以上人口	5,740.2	5,341.3	11,081.5	100.0

(出所) 2016年 内閣府男女共同参画局 「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」

いわゆる老老介護といわれる高齢者夫婦または実子の子どもと親の介護が中心となっており、従来から指摘されている地域における孤立死の問題や8050問題といわれる、ひきこもり等の長期化とも関連する課題となっている。

また、近年のヤングケアラーやダブルケアラーへの注目のように、全体的な割合としては必ずしも多くはないものの、18歳未満の児童や20歳代や30・40歳代の若年層の介護負担の深刻さも指摘されている。

3 介護者が示すもの

日本において、介護は、高齢者介護のみをイメージされることが多い。また、さまざまな政策が、行政が縦割りであるため、多様な介護を要する人が認識されていないことがある。つまり、同じ地域の中に、障がい者、高齢者、難病などの療養が必要な人など、支援を必要としている多様な人が存在しているにもかかわらず認識されないのである。

本来、介護またはケアという言葉は、多様性を内包している言葉であり、部分的な見方や支援ではカバーしきれないことが多い。

現在、各地の地方自治体では、埼玉県条例(2020)を契機として、ケアラー条例の制定が進んでいる。条例でいう「ケアラー」とは、介護者のことを指し、家族や身近な人に対して、無償で、介護、看護、日常生活上の世話等を行う人々のことである。18歳未満の子どものケアラーは、ヤングケアラーとされる。ケアラーという概念は包括的・横断的な概念であり、核(コア)として、ケアを受ける人とケアをする提供する人との関係性の中

図表8 ヤングケアラーについて



(出所) こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>

で展開されるものであるが、その原因や状態を問うものではなく、その程度も幅広い。ケアラーとなる介護者の状況によって、判断されるものである。同じ介護行為であっても、ケアラーが子どもである場合やケアラー自身に病気や障害がある場合などは、より負担が重いと考えられる。

実際的に紹介すると、高齢による課題や心身の障がいや病気のある家族等へのケア（家事、介護、見守り、気遣いも含む）やアルコールや薬物、ギャンブルなど依存症を抱える家族等へのケア、ひきこもりや精神的な問題を抱える家族等へのケア、障がいや外国にルーツがあるために言語が不自由な家族等への通訳等も含めたケアなどで、ヤングケアラーの場合、きょうだいに障害がある場合や保護者に代わって、他の年少のきょうだいの世話をする場合やアルバイトなどで収入を得て、家計を助ける場合などもケアとされる。（図表8）

4 介護者に与える影響

介護を担うことで、様々な影響を受けること

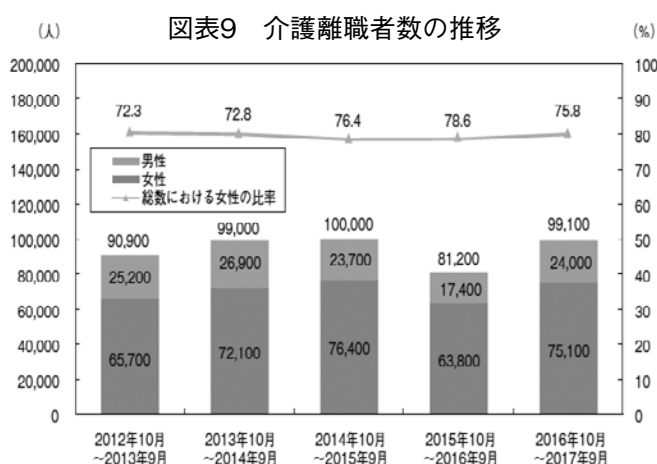
が予想されるが、ここでは、主に就労状況の影響や健康の影響についてしめす。

介護や看護を理由とした離職・転職者数は、2017年度では、9万9,100人、女性の離職・転職者数は7万5,100人、75.8%を占めている。（図表9）

介護や看護のために離職する介護離職は、2017年には約9万人と、2010年代になって倍近く増加している。政府は労働者の仕事と育児・介護の両立を支援する「育児・介護休業法」を1995年に施行し、①介護休業制度、②介護休暇制度、③時間外労働の制限、④深夜業の制限、⑤事業主が講ずべき措置（所定労働時間の短縮等）、⑥不利益取扱いの禁止等を規定している。

就業構造基本調査（2017年）によれば、役員を含む雇用者のうち介護休業等の制度（介護休業・短時間勤務・残業免除等）を利用している人は約9%で、両立のための制度が十分に活用されていない状況である。厚生労働省は「介護離職ゼロ」に向けた具体策として、①介護の受け皿を拡大、②仕事と介護の両立が可能な働き方の普及などを「介護離職ゼロ ポータルサイト」を立ち上げ、介護離職ゼロのための普及活動に取り組んでいる。

介護が与える介護者の精神的・身体的健康への影響について検討する。「国民生活基礎調査」の2016年調査では、要介護（要支援）者と同居する主な介護者のうち、主な介護者について、日常生活での悩みやストレスの有無をみると、「ある」68.9%、「ない」26.8%となっている。性別にみると、「ある」は男62.0%、女72.4%で女が高くなっている。悩みやストレスの原因（複数回答）として最も頻繁にあげられているのが、男女ともに「家族の病気や介護」であった（男性：約73%、女性：約78%）。これらの数字は、高齢者介護が介護者の健康において、深刻なリスク要因となっていることを示唆するものである。



（出所）総務省「平成29年就業構造基本調査」より集計
『男女共同参画白書 平成30年版』より転記 尚、
回離職・転職した者については、前職についてのみ
回答しているため、前職以前の離職・転職について
は数値に反映されていない。

図表10 ケアラー（介護者）に関する条例の進捗
（2023年4月現在）

埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	2020年3月31日公布	2020年3月31日施行
北海道栗山町	栗山町ケアラー支援条例	2021年3月19日公布	2021年4月1日施行
三重県名張市	名張市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年6月30日公布	2021年6月30日施行
岡山県総社市	総社市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年9月9日公布	2021年9月9日施行
茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	2021年12月14日公布	2021年12月14日施行
北海道浦河町	浦河町ケアラー基本条例	2021年12月14日公布	2021年12月14日施行
岡山県備前市	備前市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年12月24日公布	2021年12月24日施行
栃木県那須町	那須町ケアラー支援条例	2022年3月14日公布	2022年3月14日施行
北海道	北海道ケアラー支援条例	2022年3月31日公布	2022年4月1日施行
埼玉県入間市	入間市ヤングケアラー支援条例	2022年6月27日公布	2022年7月1日施行
さいたま市	さいたま市ケアラー支援条例	2022年7月1日公布	2022年7月1日施行
福島県白河市	白河市ケアラー支援の推進に関する条例	2022年9月30日公布	2022年9月30日施行
長崎県	長崎県ケアラー支援条例	2022年10月14日公布	2023年4月1日施行
鳥取県	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例	2022年12月26日公布	2023年1月1日施行
奈良県大和郡山市	大和郡山市ケアラー支援条例	2023年2月24日公布	2023年4月1日施行
栃木県	栃木県ケアラー支援条例	2023年3月17日公布	2023年4月1日施行
栃木県鹿沼市	鹿沼市ヤングケアラー支援条例	2023年3月22日公布	2023年4月1日施行
埼玉県戸田市	戸田市ケアラー支援条例	2023年3月31日公布	2023年4月1日施行

参考資料：一般社団法人地方自治研究機構ホームページ（一部修正）
<http://www.rilg.or.jp/htdocs/info.html>
 2023年7月6日最終アクセス転記

5 介護者支援に向けて

前述したように全年齢層への介護者支援については、国よりも地方自治体で先駆的に取り組んでいるところが多い。（図表10）しかし、18歳未満のヤングケアラーに対しては、厚生労働省で、2018年に要保護児童対策地域協議会を対象とした「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」⁸⁾が行われて、この調査結果を踏まえて、2019年7月に各自治体に対して、要保護児童対策地域協議会や関係機関においてヤングケアラーに対する適切な支援が行われるよう通知がされた。

2020年には、前述したヤングケアラー実態調

査を文部科学省・厚生労働省との連携で実施し、学校、要対協、全国の中学2年生・高校2年生に対する調査が報告されるようになった。

2021年3月には、文部科学省及び厚生労働省の副大臣を共同議長とする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」⁹⁾が設置され、2021年5月に今後の施策について、提言がとりまとめられた。2021年6月に閣議決定された経済財政運営の指針に、家族の介護や世話を担う子ども「ヤングケアラー」への支援が明記された。

ヤングケアラー支援については、2022年度から予算化されており、地方自治体におけるヤン

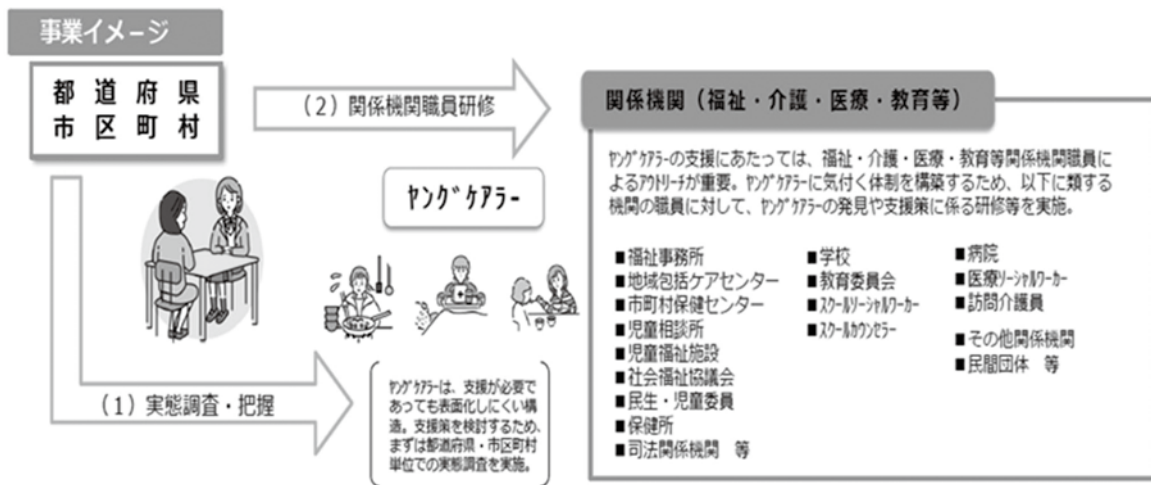
グケアラーの支援体制の構築に向け、以下の事業が展開されている。(図表 11、図表 12)

- ・ヤングケアラーの実態調査又は関係機関職員の研修
- ・「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体

への支援

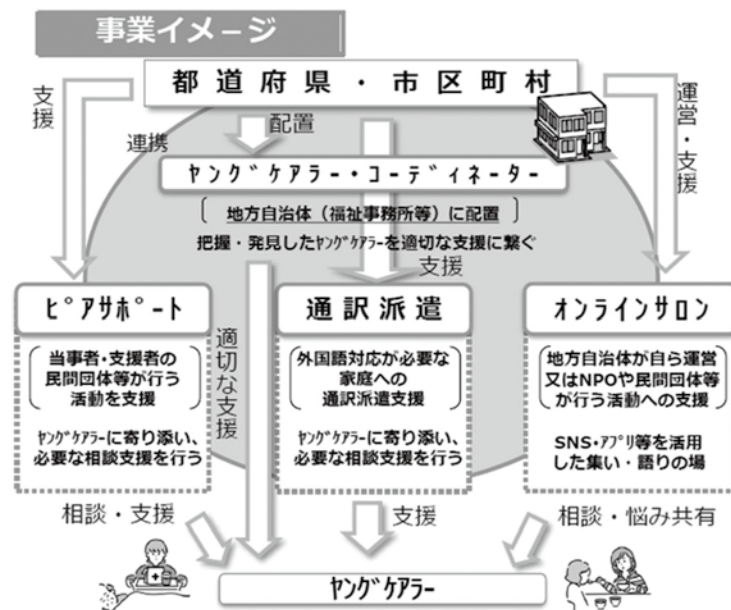
- ・ヤングケアラーのピアサポートを行うオンラインサロンの設置
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援、ヤングケアラー以外の介護者支援については、

図表 11 ヤングケアラーの実態調査・関係機関研修 イメージ



(出所)：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室
「2023(令和5)年度予算概算要求の概要(児童虐待防止対策及び社会的養育関係) 3. ヤングケアラー支援関係」

図表 12 ヤングケアラー・コーディネーター等事業のイメージ



(出所)：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室
「2023(令和5)年度予算概算要求の概要(児童虐待防止対策及び社会的養育関係) 3. ヤングケアラー支援関係」

図表 1 3 埼玉県ケアラー支援計画指標
(2021年度～2023年度)¹⁰⁾

基本目標	施策	個別項目
1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進	ケアラーに関する啓発活動	
2 行政におけるケアラー支援体制の構築	1 相談支援体制の整備	市町村におけるケアラーへの相談支援体制の構築 認知症の方や高齢の方をケアするケアラーへの支援 障害者の方をケアするケアラーへの支援 高次脳機能障害の方をケアするケアラーへの支援
	2 多様なケアラーへの支援	医療的ケアを必要とする児童をケアするケアラーへの支援 小児慢性特定疾病児童をケアするケアラーへの支援 難病患者をケアするケアラーへの支援
	3 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援	
	4 ケアラーの生活支援	
3 地域におけるケアラー支援体制の構築	1 ケアラーが孤立しない地域づくり	
	2 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充	民生委員・児童委員の活動支援 地域の支え合いの取組、NPO・ボランティア団体・自治会の地域活動への支援
	3 仕事と介護の両立支援の推進	
4 ケアラーを支える人材の育成	1 ケアラー支援への対応能力向上・連携強化	
	2 ケアラー支援を担う県民の育成	
5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化	1 教育機関等によるヤングケアラー支援体制の構築	
	2 地域におけるヤングケアラー支援体制の構築	

埼玉県のケアラー条例がモデルであることが多い。埼玉県のケアラー支援条例の支援を紹介すると、埼玉県は条例に定めた埼玉県ケアラー支援計画（2021年度～2023年度）を作成し、数値目標を定め支援活動に取り組んでいる。（図表13、図表14）

埼玉県ケアラー支援計画では、5つの柱、(1) 広報啓発、(2) 行政における支援体制、(3) 地域における支援体制、(4) 人材育成、(5) ヤングケアラー支援体制構築に対して、指標・目標値、施策・個別項目が定められ、計画が推進されている。

他の自治体においても手始めに取り組まれているのは、人材育成（研修事業）であり、とりわけ介護者支援（ケアラー支援）の視点の共有やチームケア、多職種連携による支援の理解の進

図表 1 4 埼玉県ケアラー支援計画指標
(2021年度～2023年度)

(1) ケアラーを支えるための広報啓発の推進			
No	指標名	現状値	目標値
1	ケアラーに関する認知度	17.8% (2020年度)	70% (2023年度)
2	ヤングケアラーに関する認知度	16.3% (2020年度)	70% (2023年度)
(2) 行政におけるケアラー支援体制の構築			
No	指標名	現状値	目標値
3	ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	26市町村 (2020年4月1日)	全市町村 (2024年4月1日)
(3) 地域におけるケアラー支援体制の構築			
No	指標名	現状値	目標値
4	介護者サロンを設置する市町村数	56市町村 (2020年10月1日)	全市町村 (2024年4月1日)
(4) ケアラーを支える人材の育成			
No	指標名	目標値	
5	ケアラー支援を担う人材育成数	3,000人 (2021年度～2023年度の累計)	
(5) ヤングケアラー支援体制の構築・強化			
No	指標名	目標値	
6	ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数	1,000人 (2021年度～2023年度の累計)	

捗を欠かすことができない。

ヤングケアラー支援においては、ヤングケアラー・アセスメントシートの開発やヤングケアラー支援マニュアルなどが各自治体で取り組まれている。それらは、国のヤングケアラー支援マニュアルをベースにしつつ、各自治体で作成されたもので、実際にヤングケアラー支援を行うにあたって参考となるような支援のポイントなどが盛り込まれている。

このようなマニュアルは、地方自治体でヤングケアラー・コーディネーターの配置が推進されているもの、その役割が明確化されているわけではない。各自治体でのヤングケアラー支援をどのように担うべきであるのかの参考となるものである。

6 まとめ

介護者支援そのものは、今に始まったことではなく、継続して取り組まれているものであり、本質的な課題は、様々な介護サービスが開始される以前より抱えている問題もある。しかしながら、近年の介護者を取り巻く環境や介護者支援の考え方が変化しつつあり、大きな分岐点を迎えている。従来であれば、障がい者や高齢者など、いわゆる当事者であることにより、支援の必要性が認められてきたが、家族等の介護者を支援するということは、直接的な当事者でなく、当事者を支援する家族をサポートするということである。

介護をするということは、家族等の介護者(ケアラー)が介護を選択しているのであるから、家族への支援は不要と考える規範もある。しかし、必ずしも介護等の社会的なサービスのみで、解決できるほど支援サービスの質や量が行き渡っているわけではなく、代替手段がないために家族等の介護者がケアを行っている場合も多々あり、また私たちの生活感覚として、身近な家族の生活を支えて、介護やケアを行うこと、身体的な機能が衰えたとしても、支えあいながらともに家族として暮らすこと自体が幸せで自然であると考え人は少なくない。

介護家族の側面だけでなく、その人自身の生活、進学や就職、結婚、余暇生活や自身の健康などが、介護によって塗りつぶされてしまう生活ではなく、その人らしい生活や人生が保障されること、介護者の人権が守られることが必要なことでもある。

介護者のあり方の参考になるのが、イギリスのツウィッグとアトキン (Twig and Atkin1994) が考案した「ケアラーの4つのモデル」の研究である。ツウィッグは、1980年代後半にまずは「3つのモデル」を考案したが、のちに新たに4つ

目が追加され、「ケアラーの4つのモデル」と定めた。日本においては、木下によって紹介され、介護者支援のモデルの理論的な視座として理解されている。(木下 2007)

第1モデル 主たるケア資源としてのケアラー

第2モデル ケア協働者としてのケアラー

第3モデル クライアントとしてのケアラー

第4モデル ケアラーの規定を越えたケアラー

(介護関係より従属的に規定されないケアラー)

日本における介護する家族等(ケアラー)への支援は、緒に就いたばかりであるといえる。少子高齢社会の只中の日本にとって、介護者支援が今後、どのように発展していくのかは、日本社会への問いかけでもある。今後の介護者支援の発展について注視していきたい。

【注】

- 1) 介護保険法(平成九年十二月十七日 法律第百二十三号)
- 2) ここで示した介護サービスは、介護保険で提出されるサービスに限らない。いわゆる自費でのサービスを含み、マネジメントされていることが多い。
- 3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)
- 4) 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数は、2021(令和3)年度で、養護者による虐待件数は、養護者によるものは、虐待判断件数16,426件(増加率は減少・横ばい傾向)、相談・通報件数36,378件(増加傾向)である。
- 5) 主に2019年(令和元年) 国民生活基礎調査の概況より引用
- 6) 2021(令和2)年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』

- 7) 2016 (平成 28) 年 4 月内閣府男女共同参画局「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」(内閣府委託調査: 株式会社 NTT データ経営研究所実施)
- 8) 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(2018 (平成 30) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
- 9) 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」2021 (令和 3) 年 5 月 17 日
- 10) 「埼玉県ケアラー支援計画」令和 3 年度～令和 5 年度 (2021 年度～2023 年度) <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/195872/keikaku-honnpenn.pdf>

【参考文献】

- 上田照子 (2004) 「介護保険制度下における在宅要介護高齢者の家族の介護負担」『流通科学大学論集、人間・社会・自然編』16 (3) 175 - 180
- 木下康仁 (2007) 『改革進むオーストラリアの高齢者ケア』東信堂、東京
- Twigg, J. and Karl A, (1994) ,Carers Perceived :Policy and Practice in Informal Care, Open University Press.

わたなべ みちよ
東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科 准教授
NPO 法人介護者サポートネットワーク・アラジン
副理事長
大学卒業後、都内医療ソーシャルワーカーとして勤務。岩手県立大学社会福祉学部専任講師・准教授を経て、現職。
社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士
【主な著書】
『介護疲れを軽くする方法 家族を介護するすべての人へ』
NPO 法人介護者サポートネットワークセンターアラジン編
2012 年 河出書房新社 (監修)
『介護の質「2050 年問題」への挑戦—高齢化率 40% 時代を豊かに生きるために』森山・安達編「家族・地域・社会のなかで生きる - 介護者の視点から」2012 年クリエイツかもがわ
『介護者支援実践ガイド 介護者の会立ち上げ・運営』2012 年 NPO 法人介護者サポートネットワーク・センター編 (第 5・6 章担当)
『「家族介護」きほん』NPO 法人介護者サポートネットワーク・アラジン編 2021 年 翔泳社 (監修)
